

岡山ドーム直流電源装置蓄電池取換修繕仕様書

令和 8 年度 岡山市北区役所地域整備課

第1章 一般事項

第1節 総則

1. 1. 1 (適用範囲)

本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議のうえ受注者の責任において実施すること。

1. 1. 2 (疑義)

本仕様書に明示のない場合または疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

1. 1. 3 (法令・条令等の適用)

本業務施工に関係する法令、条令等を遵守しなければならない。

1. 1. 4 (官公署その他への手続き)

必要な届出、手続等はあらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受注者がこれを代行すること。また、これらに要する費用等は特別に本市が指示、指定したものの以外はすべて受注者の負担とする。

1. 1. 5 (損傷部補修)

本業務施工に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに原状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受注者の負担とする。

1. 1. 6 (資格必要作業)

受託者は本業務履行に関し、法令等の定めるところにより有資格者の常駐等が必要な場合は、受託者の責任義務にて措置し、現場の安全就労と円滑な進捗に努めること。

なお、有資格者等を選任する場合は、作業前に有資格者を証する書類の写しを提出し監督員の承認を得ること。

1. 1. 7 (提出書類)

以下の書類を各1部提出すること。なお、提出する書類の大きさは、(7)を除きすべてA4判にて編集すること。

(1) 業務責任者届

(2) 工程表

(3) 業務着手届

(4) 課税事業者届出書

(5) 写真帳

修繕に関する写真を工程ごとにカラー撮影の上写真帳へ項目別に整理をして監督員に提出すること。

(6) 完了通知書

(7) その他、監督員の指示するもの

第2節 現場管理

1. 2. 1 （ 施工管理 ）

業務責任者は工程及び現場管理等を適切に行うこと。また、工程等は事前に監督員と協議し決定すること。

1. 2. 2 （ 災害防止等 ）

本業務施工に当たっては、現場作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業法案に違反することのないよう特に、留意して施工すること。

1. 2. 3 （ 臨機の処置 ）

災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

1. 2. 4 （ 養生その他 ）

既存部分、施工済み部分、未使用機器、材料等で汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生を行うこと。なお、修繕期間中は、現場の整理・整頓に勤め適正な作業環境を保持すること。

1. 2. 5 （ あと片付け ）

本業務完了に際しては、当該修繕に関連する部分のあと片付け及び清掃を行うこと。

1. 2. 6 （ 検査 ）

本業務完了後、受注者は本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。

第2章 特記事項

第1節 概要

2. 1. 1 (修繕名)

岡山ドーム直流電源装置蓄電池取換修繕

2. 1. 2 (修繕場所)

岡山市北区北長瀬表町一丁目地内

2. 1. 3 (修繕期間)

契約の日より令和9年3月31日まで。

2. 1. 4 (修繕概要)

本修繕は、岡山ドーム内にある直流電源装置の蓄電池を更新するものである。

2. 1. 5 (業務内容)

(1) 蓄電池交換 54 個

(2) 発生材処理

2. 1. 6 (既設機器の仕様)

(1) 蓄電池

形 式：MSE-150×54 個

仕 様：108V 150Ah/10HR

2. 1. 7 (注意事項等)

(1) 仕様書(図面を含む)等は、参考とし十分に現地調査を行い、監督員と協議し施工すること。

(2) 作業実施にあたり、岡山ドームの施設利用停止を伴わないよう、岡山ドームと調整をして施工すること。

2. 1. 8 (契約不適合責任期間)

本修繕の施工不良による契約不適合責任を完了後1年とする。